

平成 25 年度における契約状況のフォローアップ

平成 26 年 8 月  
独立行政法人日本学生支援機構

1. 平成 20 年度と平成 25 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成 20 年度		平成 25 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(53.1%) 212	(50.8%) 26.8	(62.5%) 170	(68.0%) 39.9	(9.4%) △42	(17.2%) 13.1	(64.7%) 258	(64.2%) 33.9
企画競争・公募	(10.3%) 41	(7.2%) 3.8	(9.6%) 26	(12.8%) 7.5	(△0.7%) △15	(5.6%) 3.7	(19.5%) 78	(10.9%) 5.7
競争性のある 契約 (小計)	(63.4%) 253	(58.0%) 30.6	(72.1%) 196	(80.8%) 47.4	(8.7%) △57	(22.8%) 16.8	(84.2%) 336	(75.0%) 39.5
競争性のない 随意契約	(36.6%) 146	(42.0%) 22.1	(27.9%) 76	(19.2%) 11.2	(△8.7%) △70	(△22.8%) △10.9	(15.8%) 63	(25.0%) 13.2
合 計	(100%) 399	(100%) 52.7	(100%) 272	(100%) 58.6	(－%) △127	(－%) 5.9	(100%) 399	(100%) 52.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成 25 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画のものである。

## 2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

既に一般競争入札等に移行できるものはすべて移行しており、平成 25 年度における競争性のない随意契約の金額及び金額割合は、随意契約等見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の金額及び割合に到達している。

なお、複数年契約の増加や調達統合化等により事務の効率化を図った結果として、契約総件数は随意契約等見直し計画時の件数から大きく減少していることや、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件が残っていることから、競争性のない随意契約の件数及び件数割合は、随意契約等見直し計画に掲げた件数及び割合に到達していない。

(参考) 平成 25 年度における競争性のない随意契約によらざるを得ない契約

- ・当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）  
(件数及び金額) 5 件、68,213,984 円
- ・電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）  
(件数及び金額) 19 件、199,451,964 円
- ・郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）  
(件数及び金額) 1 件、543,705,955 円
- ・ソフトウェアの著作権を開発事業者が有しており、当該事業者以外では実施ができないもの  
(件数及び金額) 8 件、52,647,000 円
- ・本機構の留学生事業に必要な海外事務所の賃貸借契約であるもの  
(件数及び金額) 2 件、8,185,014 円
- ・外国での契約であること及び在外公館が推薦する信頼性のある機関であり、本機構の試験業務を行うことができる機関が他に見当たらないもの  
(件数及び金額) 8 件、43,582,000 円
- ・事業（フェア）の主催者側が指定した事業者であったもの  
(件数及び金額) 5 件、42,564,972 円
- ・事業（フェア）の実施に当たり、実施都市において日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日・現地国双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないもの  
(件数及び金額) 5 件、30,231,268 円
- ・外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるもの。なお、複数の事業者から見積書を徴取し最も安価な事業者を選定するなど、競争性の確保に努めている。  
(件数及び金額) 8 件、59,481,003 円
- ・危険物の廃棄に係る業務であり、事業を実施する者が特定されるもの  
(件数及び金額) 2 件、4,698,900 円
- ・原契約を締結している事業者又は当該者が指定する事業者でなければ実施できないもの  
(件数及び金額) 13 件、70,378,633 円

### 3. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成 20 年度	平成 25 年度	比較増△減
2 者以上	件数	160 ( 63.2%)	151 ( 77.0%)	△9 ( 13.8%)
	金額	18.1 ( 59.2%)	33.4 ( 70.5%)	15.3 ( 11.3%)
1 者以下	件数	93 ( 36.8%)	45 ( 23.0%)	△48 (△13.8%)
	金額	12.5 ( 40.8%)	14.0 ( 29.5%)	1.5 (△11.3%)
合 計	件数	253 (100.0%)	196 (100.0%)	△57 ( - )
	金額	30.6 (100.0%)	47.4 (100.0%)	16.8 ( - )

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 25 年度の対 20 年度伸率である。

### 4. 一者応札、一者応募に係る改善方策

URL [http://www.jasso.go.jp/accounting/documents/issaha\\_hosaku2009.pdf](http://www.jasso.go.jp/accounting/documents/issaha_hosaku2009.pdf)

## 5. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

平成 25 年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長)により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が 3 分の 1 以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の 100 分の 20 以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等）